

陳情文書表

陳情番号	平成26年第6号	陳情者	神奈川県旅館ホテル生活衛生 同業組合 青年部 部長 森 雅尚
受理年月日	平成26年11月14日		
件名	国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見書の提出		
陳情の要旨	2020年の東京オリンピック開催へ向け、国家戦略特別区域法により外国人滞在施設に旅館業法適用除外を認めることは、治安維持や公序良俗に大きな影響を与え、日本国内での犯罪行為の温床やテロ助長にもなりかねないことから、除外認定をしないことを求めるため陳情する。		



平成 26 年 11 月 14 日

箱根町議会議長
西 村 和 夫 様

陳情者

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 683 番地
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
青年部 部長 森 雅尚
電話 0465-62-2251

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書の提出を
求める陳情書

陳情趣旨

2020 年の東京オリンピック開催へ向け、国家戦略特別区域法により外国人滞在施設に旅館業法適用除外を認めることは、治安維持や公序良俗に大きな影響を与え、本町はもとより日本国内で犯罪行為の温床、テロ行為の助長にもなりかねません。除外認定しないよう強く要望いたします。

つきましては、貴議会において神奈川県に対して、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出していただけるよう陳情します。

陳情理由

- 1 ホテル・旅館は、旅館業法を遵守し衛生管理に努め、また消防設備など人命に関わる設備対応を行うなどして多大な投資を行い、様々な法規制の下に営業を行ってきました。今回の国家戦略特別区域法による構想で、それらが簡単に崩されてしまっては、世界一の安心安全を標榜する日本で今後安心安全の面で何が起こるか大いなる疑問が残ります。
- 2 国の構想による指定区域について、千葉県は成田市が、東京都は千代田区外 8 特別区がその区域の指定を受けますが、神奈川県においては県内全域がその区域の指定を受けることとなっております。都市部とは異なった、地方におけるその地域の実情を勘案した細やかな区域の指定を求めます。

- 3 現在、ホテル・旅館では外国人宿泊者よりパスポートのコピーを頂戴し、お客様の記録を保管しております。旅館業法適用除外を認めるると、旅館業法の規制逃れに使われる恐れがあり、フロントも設けず滞在者の管理もできないため、地域の安全を侵しかねません。

陳情項目

- 1 営業申請登録を管轄の保健所、消防署、警察署に提出させること
- 2 営業登録をせずに営業を開始した者は、違法行為とみなし、以後、営業することを禁ずること
- 3 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の宿泊者は外国人に限ること
- 4 宿泊者全員のパスポートの写しを取り、宿泊日と滞在期間を明記の上、宿泊記録として保管すること
- 5 宿泊期間を7日または10日以上30日以内とすること
- 6 宿泊場所には年1回警察署、消防署が立ち入り、宿泊記録と防火設備を確認すること
- 7 宿泊場所の室内に煙探知機と消火器を設置すること
- 8 宿泊場所の室内のカーテン及びカーペットは防火仕様とすること